

令和3年8月26日

保護者 各位

社会福祉法人 大洋社 大森保育園 園長 森永 佳奈子  
大田区こども家庭部保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

## 新型コロナウイルス陽性者の発生について

日頃より大田区の保育行政にご理解と、ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
当園の職員が、8月25日(水)に新型コロナウイルス検査を受診し、その結果が26日(木)に陽性であると判明しました

今後の保育園の対応は次の通りです。

- 新型コロナウイルス検査の結果、陽性であることが判明した職員については、最終出勤日が8月19日(木)であり、感染可能期間は勤務していないことから、保育園に濃厚接触者はいないため、保育園は保護者各位の感染拡大防止対策のご協力のもと引き続き開園いたします。
- 保健所の指導に基づき、当該職員は療養します。
- 従来から行っている日々の保育園内の消毒を励行いたします。
- 症状がみられる場合などは、主治医又は以下の相談窓口までご連絡ください。

【新型コロナウイルス関する相談窓口】

(1)大田区相談センター

Tel 03-5744-1360 (9:00~17:00)

(2)東京都発熱相談センター(24時間受付)

Tel 03-5320-4592

今後も当園は、児童の生命と健康を最優先に園を運営し感染防止に取り組んでまいります。

保護者及び児童の皆様におかれましては、家庭での健康観察並びに手洗い、咳エチケット等の励行に、ご協力をいただきますようお願いいたします。

また、患者・児童・保護者等の人権の尊重・個人情報保護に特段のご配慮をお願い申し上げます。

【参考】 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

(国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和3年1月8日版)

<用語の定義>

- 「患者の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。
- 「無症状病原体保有者の感染可能期間」とは、陽性確定に係る検体採取日の2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。
- 「濃厚接触者」とは、感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、別に定める範囲に該当する者である。

<問合せ>

大森保育園

電話 03-3741-7645

大田区こども家庭部保育サービス課

保育サービス基盤担当 電話 03-5744-1727